

現代における市民社会の実在性

——商品生産社会としての資本主義——

畑 孝 一

まえがき

昨年総選挙のとき、従来は主に労働組合つまり労働者に依拠してきた、社会党の後身、社民党は“市民と手をつなぐ”を強調し、また市民が主役を標榜する民主党が生まれるなど、これまでもまして市民を重視する政党が出現した。その後社民党は昨年12月、臨時党大会で市民との絆をアピールし、市民重視の立場をさらに鮮明にした。その他の諸政党も多かれ少なかれ市民を視野に入れて発言し、行動しているように思われる。つまり今日では多くの政党にとって、市民というものが、量的にも質的にも、依拠すべきものとして無視しえぬ存在になっているのである。

それでは市民は、そこでどのようにとらえられているであろうか。その点を、とくに市民重視を唱えている二つの政党について見てみよう。まず社民党は当初、選挙のときのテレビのスポット広告やチラシなどで、労働者、農民、主婦などを示して、全体として市民と手をつなぐとしていた。だからそこでは、労働者も農民も主婦もすべておしなべて市民であり、つまり市民というものは個々のそれらではなく、それらを包括する存在であるということになる。だから社民党では、初め、このような存在として、あるいはそうしたあり方の社会的人間として、市民がとらえられていた。ところが今年1月、連合主催の新年交歓会のあいさつで、土井たか子党首は労働組合との絆、連携を強調したという。こうした労組の特別扱いが、労働組合は市民とは別のもの、別個の存在というのであれば、それは前述の市民把握とは異なることとなる。政党という性格上、その実践的な必要から、労組と市民を分けることはあるにしても、労働組合を

構成する労働者と市民とはどういう関係にあるのだろうか。これは、労働者、農民と勤労市民とを並列する共産党の場合も同様である。市民は労働者とは別個の（社会的）存在なのだろうか。

次に“市民が主役”の民主党であるが、とくに行政改革とかかわって官僚主導に対する市民主導、官主ではなく民主といういい方をしており、これでは市民はたんなる官に対する民、つまり民間（人）を指すだけのことになる。これだけなら市民というのは、内容的にはなんのこともない、ただ目新しさを狙った言葉だけの問題にすぎない。しかしあるテレビ番組（「サンデープロジェクト」テレビ朝日、1月12日）で、管直人氏は、「市民とは自分のことしか考えない、ばらばらになった私的個人ではないか」という疑問に対して、「公共性の主体、担い手」という概念で使っていると答えていた。ただ時間がなくてもっと詳しい説明が聞けず、その概念内容ははっきりしない。ちなみに、ちょうど1月20日から朝日新聞で始まった連載、「明日が見えない——改革と市民——」第一部（20日～24日）では、とりあげられているのはサラリーマンだけである。

いずれにしても、社民党、民主党ともその市民概念、つまり市民はどのような社会的存在、どんな社会的あり方の人間なのか、は明らかでない。ただ両者に明確に共通していることが一つある。それはどちらも、市民を現実の、しかも現在の社会に実在する人間、ないし実在する人間のあり方、存在様式とみなしていることである。これは、市民が政党自らの依拠する社会的基盤を意味するものである以上、当然といえは当然のことである。

しかしながら厚東洋輔氏の分類によると、これまでのさまざまな市民概念のうち、市民を「歴史的事実」とみなすものは、市民を過去のある時期の、ある特定の社会の人間ととらえるものだけであって、現在の社会の実在する人間ととらえているものはない（「市民社会論」北川隆吉監修『現代社会学辞典』有信堂高文社、1984、68—82頁）。では現在の社会に実在する市民というのは、幻影なのだろうか。そうでなく実在するものであれば、それはどんなあり方の

社会的人間であろうか。それを解明することが本稿の課題である。

1

まず厚東氏の分類を見てみよう。氏によれば、社会学の市民は「社会を自主的に構成する自発的・能動的人間」すなわち「近代的人間類型」であるが、歴史的事実としての市民も、またその「一属性が強調され」て整合的な人間像に抽象化された、理論的な「人間モデル」としての市民も、いずれにしても市民概念には「多様性」があるから、市民社会を規定するには「二つの分類軸」が必要である（前掲書、68頁）。そして「構成要素である市民が歴史的事実なのか理論的モデルなのか、換言すれば市民社会ということで想定されているのは、歴史的個体としての社会なのか、それとも社会構成のモデルなのか。市民は資本家とどのように関連づけられているのか、換言すれば、市民社会が資本主義（資本家社会）対社会主義という図式を用いて規定されているかどうか。」という二つの「座標軸」を組み合わせて、市民社会の「四つの位相」を提示される（同、68～69頁）。

そこで、「歴史的事実」である市民によって構成される「歴史的個体」としての市民社会についてみると、氏によれば、そのうちの「資本主義と独立」した社会は、「都市民としての市民」による「都市市民社会」としての市民社会であり、これは「古典古代におけるポリス、あるいは中世都市のことである」（同、69、76～77頁）。次に「資本主義と相関」する社会は、「中産的生産者層としての市民」による「初期資本主義社会」としての市民社会である。これは大塚久雄氏によって提唱されたもので、「都市では小市民、農村では農業企業者、自営農、農村工業の担い手、小領主など」の「中産的生産者層」によって構成される「市民革命から産業革命までの社会」、つまり初期資本主義社会である（同、69～70、77頁）。これらは言うまでもなく、実在する社会であっても過去のある時期の特定の社会であり、その意味で歴史的個体であるが現代社会ではない。市民もそうした社会における歴史的事実であるにすぎない。

さらに「理論的モデル」である市民に基づく「社会構成のモデル」としての市民社会についてみると、まず「資本主義と独立」した社会は、「近代人としての市民」による「モダン・ソサイアティ」である。これはホッブス、ルソー、スミスなどの自然状態に対する社会状態ないし市民状態、農業社会に対する商業社会、野蛮、未開社会に対する文明社会等である。(同、69頁)。次に「資本主義と相関」する社会は、「資本家と市民の二重性」に基づく「商品生産社会」としての市民社会である。これは平田清明氏によって提唱されたもので、「市民社会は『労働に基づく所有』という私有制と商品交換・・とを固有原理とする・・『商品生産社会』と定義・・され」、「資本主義に先行するものから共時的に併存するもの」になる。そして「労働者と資本家との関係は、交換という市民的形式にもかかわらず」、他人の不払労働の搾取に基づく階級関係へと転変するのである¹⁾(同、69、79頁)。

ここで「資本主義と独立」した社会については、コーンハウザーを除きスミスを別にすれば²⁾、いずれも来たるべき社会の理念ないし見取図として、彼らの市民社会像は一つの「社会構成のモデル」ということができる。しかし「資本主義と相関」する社会としての商品生産社会は、どうであろうか。これは周知のように、マルクスの資本主義分析の平田清明氏によるとらえ直しによって、獲得された市民社会把握である。これを厚東氏は「理論モデルへと編成替えされ」あるいは「鍛えなお」された「理論上の社会」とされる(同、79頁)が、それはたんなる「理論的モデル」であり「理論上の社会」であろうか。商品生産社会は資本家社会の一側面として実在する、と理解することもできる。この点については後に論ずることにするが、とにかく氏によれば、ここではすべて、あるのは「理論的モデル」であり「理論上の社会」であって、実在の社会ではない。

そして前述のように歴史的実在としての市民社会は、都市市民社会であれ初期資本主義社会であれ、いずれも過去のある特定の社会であって現代社会ではない。だから厚東氏は現代には理論上の市民社会はあっても実在する市民社会は

なく、現実の現代社会を市民社会とは考えられていないようである。だが果たしてそうであろうか。これは「実在」ということの意味にもかかわることであり、次にその点についても検討することにするが、その前にもう一つ見ておきたい市民社会把握がある。

それは、厚東氏の分類には入らなかった、新日本出版社の社会科学辞典編集委員会編による『社会科学総合辞典』（1992年）の市民社会理解である。そこでは「個人の政治的平等にもとづく社会を・・『市民社会』とよぶ」が、「実際に出現した市民社会の現実の内容は資本主義社会であった」から、市民社会とは「資本家階級が、支配を確立している社会のこと」であって、「資本主義社会を意味する」（267頁）となっている³⁾。見られるようにここでは、市民社会は一種の理論的モデルであるとともに、他方では実在の社会でもある。そして理論的モデルとしては市民社会は資本主義社会と独立した社会であるが、実在の社会としては資本主義社会そのものである。つまり市民社会というのはたんなる名目にすぎず、実態は資本主義社会であり、現実中存在するのは資本主義社会だけであって、それと区別された市民社会というのは実在しない、ということになる。

以上に見てきたように、いずれにしても市民社会は実態としての資本主義のたんなる名目であるばあいを除き、その固有のあり方の社会としては現代に実在する社会とはみなされていない。次にその点について検討しよう。

2

まずどんな市民社会概念にも共通する、つまり普通誰もが市民社会といったとき共通してそこに含意されている、抽象的ではあるがもっとも基底的で一般的な概念を、田中正司氏の規定によって提示しよう。「市民社会 (civil society, bürgerliche Gesellschaft) とは、私有財産所有者としての自由な諸個人が相互に社会的に交通し合うところに成立する社会であり、自由・平等の市民的社会関係を基本とする社会である⁴⁾。」（田中正司『市民社会理論と現代』お茶の水

書房、1994年、61頁) この市民社会のより具体的なあり方やその実在性については、「研究者の間でもいまだ共通概念が確立されていない」(同、61頁)といえるが、上記の抽象レベルの概念であれば恐らく異論はあるまい。ただ一つ付け加えたいのは、自由な諸個人は私有財産所有者として自立しているということである。そこで筆者なりに規定し直せば、〈私有財産所有者として自立した諸個人が、相互に自由で平等な社会関係によって構成する社会〉ということになろう。問題はこうした社会が、現代において実在するのかということである。

そこで考えてみると、われわれは現在、国政や地方自治体の選挙にさいして一人一票の投票を行い、選挙権すなわち参政権を行使している。これはわれわれが個人として平等に与えられた、というより保持している権利であり、かつ投票すなわち権利の行使にさいしては、われわれはなにものにも拘束されず、自由が保障されている。だからそのかぎりではわれわれは自由・平等な市民である。つまりそうした市民としてわれわれは実在する。さらにこの投票の結果として実際に国会や政府等の政治権力が形成され、政治的諸関係が構成される。こうして生まれた政治的關係が国家であり、厚東氏の用語をお借りすれば「政治的市民社会」(前掲書、71~72頁)であろう。そしてこの市民社会はいうまでもなくやはり実在する。

この点でこの見方は、前述の『社会科学総合辞典』の見方とは異なる。現実に存在する社会が資本主義社会であっても、その政治的側面、つまりその政治的・権力的関係としては、同辞典のいう「個人の政治的平等にもとづく」市民社会である。だから市民社会は政治的・権力的関係として、つまり社会の一側面として実在するのであり、それが政治的市民社会である。

ここで社会の一側面として実在するということは、社会の一領域、一部分として、つまり社会がいくつかの領域、部分に区分されて、その一つとして存在するということではない。社会の全体が、つまり社会関係の総体が、同時に例えば政治的關係であり法的関係であり、経済的關係等である。社会の全構成員が、このそれぞれの関係に組み込まれている、あるいは政治的關係も法的関係

も経済的関係等もどれも全構成員により構成されている。さらに全構成員はこの三つの関係のどれにも組み込まれている。そしてそれぞれの関係に応じて政治的社会（＝国家）、法的社会、経済的社会等であり、これが社会のそれぞれの側面である。そしてそれらの諸関係、諸側面はその構成員に対して現実的に機能し効力や、意味を持っている。つまり選挙も売買も判決もそれぞれたんなる絵空事ではなく、現実であり事実である⁵⁾。候補者が議員（首長）になり商品（貨幣）が手に入り、実刑であれば身柄を拘束される。この意味で社会の諸側面は実在するのである。だから市民社会は「資本主義社会を意味する」とか「おなじ」というだけでは適切ではない。市民社会は資本主義社会の一側面であり、一側面として実在するのである⁶⁾。

ところで厚東氏の政治的市民社会は、「理論的モデル」であり実在の社会ではない。しかも「モダン・ソサイアティ」のそれであって、ここでとりあげている政治的市民社会とは、内容上重なる部分もあるが全体としては一致しない（前掲書、70、71～72頁）。そこで「理論的モデル」と実在性の問題は経済的市民社会を論ずるところでとりあげることにして、ここでは触れないでおく。

さて資本主義社会の政治的側面としての市民社会、政治的市民社会は、参政権だけでなくさまざまな権利、つまり市民権に基づいて形成されている。それは身体の自由が始まって職業選択の自由、居住移転の自由、営業の自由、思想・信条・信教の自由、言論・出版・結社の自由等があり、まずは市民的自由の諸権利といえることができよう。さらに性、年齢、人種・民族、職業、地位・身分・階級等、人間を社会的に区別するいっさいのものをこえて、それらにかかわりなくすべての人間に、法の下での平等、平等な権利が保障される。こうして政治的市民社会は、市民が主権者として参政権をもつだけでなく、市民が自由と平等の権利に基づいて行為し、相互に関係し合う社会であり、まさしく市民社会、実在する市民社会である。そしていうまでもなくそれを構成する市民も、市民権の主体として生ける市民、実在する市民にほかならない。

そして等しくこの市民権の主体であるかぎり、いっさいの社会的な区別にか

かわりなくすべての人は同じ市民であり、対等平等な市民である。だから労働者も農民も、サラリーマンも自営業者も、主婦も学生も、そして資本家も、つまりどんな職業や階級階層の人も、すべて市民権に依拠して行為し生きるかぎり、おしなべて同等な市民である⁷⁾。従って資本家も労働者も市民としては同等な人間であり、対等平等である。

ところでここに提示した市民権は、基本的に、拘束されない自由と差別されない平等である。すなわち〇〇の自由というのはすべて、その〇〇による拘束、〇〇の強制から人間を解放し自由にするのである。そしてそれはいわゆるレッセ・フェール、放っておいておくれの自由に帰着する。つまり、なんの干渉や束縛もなく自由にさせておいてくれる、あるいは自由におやりなさい、その代わりに自分で責任を負わねばなりませんよ、という自由である。また平等はさまざまな社会的区別にかかわらず同等な処遇を受ける、つまり差別された取り扱いをされない、という平等であり、いうなれば立場の平等である。そしてこうした市民権としての、つまり市民的な、自由と平等の主体はあくまで個人であり、自立した個人である。

このような自立した個人の自由と平等は、周知のように、中世封建制における身分に基づく差別と拘束の否定、それからの解放によって生まれたものであり、そのため身分の廃止による差別のない平等な立場、処遇と、いっさいの拘束と強制を受けない自由として実現したのである。しかし自由と平等、自立した個人の実現と存続、つまり(政治的)市民社会の実現と存続は、当然それが依拠しそれを支える社会、つまり社会的行為と社会関係があつて初めて可能となる。そしてそれが商品生産社会であり、それも資本主義社会の一側面としてのそれであるが、それを厚東氏の用語を用いて「経済的市民社会」ということができよう。ではこの商品生産社会とはどのような社会であろうか。次にそれを明らかにしよう。

3

『資本論』第1巻の有名な冒頭の一句がいうように、「資本主義的生産様式が支配している諸社会の富は、『商品の巨大な集まり』として現れ」る（邦訳、新日本出版社、第1分冊、1982年、59頁）のであり、従って資本主義社会はなによりも商品生産社会である。そこでは人々はすべて商品生産者つまり商品所有者として相互に自分の商品を交換する⁸⁾。そしてこの商品交換においては、人々は個々の商品所有者つまり私有財産所有者として自立しており、こうして自立した個人が成立する。またそこでは、その商品交換つまり経済活動がなんの拘束もなく自由に行われており、そこに経済活動の自由、営業の自由が成立するとともに、それによって自由競争が実現している。さらに商品交換では、それぞれの商品がいずれも人間労働の生産物として、質的にかつ量的に等しい価値として交換され、人間労働の等質性に基づく等価交換として人間の平等が成立している⁹⁾。

このように商品生産社会というのは、自由、平等、自立を原理¹⁰⁾とする市民社会である。すなわち、人間は個々人が商品＝貨幣所有者として私有財産所有者であり、私有財産所有者として自立している、つまり他人の庇護や援助によらず自分の力で、つまり私有財産によって生きている。そして商品交換、貨幣による売買は自分の自由意志で、他人から干渉されたり強制されたりすることなく、自分の裁量と責任において行われる。またそこでは、交換し売買する両者は、いずれも相互に相手を拘束したり強制したりする力、権利をもたないから、交換は、対等平等の立場で、相互の同意ないし合意に基づいて成立する。

こうしてここでは、現実には、人間が個人として私有財産に基づいて自立し、相互にかつ他の誰からも強制、拘束されない自由と、またそうした他人を強制、拘束する力、権利を誰もが持たない、立場と権利の平等とによって生き、生活している。これはいうまでもなく自由、平等、自立の市民社会であり、しかもそれはたんなる「社会構成モデル」ではなく、現実の社会であり、実在の社会

である。こうして商品生産社会というのは資本主義社会から抽象された社会であり、その一側面であるが、そうした一つの抽象、一側面として実在するのであり、またそのかぎりにおいて、つまり商品生産社会という側面において、文字通り市民社会である。だから資本主義社会は商品生産社会という側面において市民社会であり、市民社会として実在するのである。そしてこの市民社会が「経済的市民社会」ということになる。そしてこの経済的市民社会が政治的市民社会の基盤である。

先に見たように政治的市民社会では、自立した個人としての市民の権利として、参政権や市民権が保障され、またかかる市民の権利の平等、法の下での平等が実現しているが、この自立した個人は、経済的市民社会つまり商品生産社会のなかで形成された、私有財産所有者、具体的には商品・貨幣所有者であり、つまり商品・貨幣として私有財産を所有することによって自立することができた個人である。そしてこの商品・貨幣所有者として自立した諸個人が政治的市民社会を構成したのであり、従って市民的諸権利の主体になったのである。だから経済的市民社会で形成された自立した個人によって、政治的市民社会が構成されたのであり、経済的市民社会、商品生産社会に依拠して政治的市民社会、民主主義社会が成立したのである。

従ってまた市民的諸権利すなわち自由と平等も、基本的に商品・貨幣所有者としての市民の行為と関係の原理に適合するものとして実現されている。商品交換、売買において必要なことは、まず身分に拘束されず誰でも自由に経済活動が行えることであり、また身分に基づく特権などによって不当に一方が、あるいは一部のものが有利で他方が、他の一部のものが不利になることのないように、対等平等の立場が確保されることである。こうしてなにもものにも拘束されない自由として営業の自由と、差別されない平等として法の下での平等、権利の平等が確立したのである。そして当然のことだが、そうした市民権の確立が他方で経済活動を活発にし、商品・貨幣経済を発展させることになった。ただ、後にふれるように、その商品経済は資本主義的商品経済であって、現実

は市民革命による市民権の確立に基づいて、つまり市民社会の成立によって、資本主義社会が形成されていった。だから市民的自由もそれにふさわしく、むしろそれを促進するように具体化されている。身分的拘束からの自由、労働力販売の自由としての職業選択の自由や居住移転の自由などは、その事例である。だから商品生産社会、商品・貨幣経済の原理に基づき、その原理の法的形式として市民権が実現するのであるが、同時にその実現が商品・貨幣経済を発展させ、商品生産社会を、それも資本主義的商品生産社会を形成したのである。

このように市民権は市民社会つまり商品生産社会の原理の法的形式であり、その社会に適合する権利であって、歴史的に規定されたものであるが、現実の歴史のなかでは、それが自然権、つまり人間が生まれながらに持つ普遍的な権利として、主張され実現された。だから歴史的に限定された権利、歴史的個性であるものが、歴史をこえて妥当する権利、超歴史的な人類普遍のもの、あるいはそれと等質のもののみなされているのである。だが、この二つはまずは区別される必要がある。そのうえで両者の関連は、人間に普遍的なもの、そうした権利が、市民社会つまり商品生産社会に適合するものとして規定され具体化されて、歴史的な形態をとったと理解されねばならない。そして歴史的な意味としては、むしろ人類に普遍的な価値、権利が、歴史的に限定された権利として、つまり私有財産所有者の権利、その私的利益追求の権利としてではあるが、実現されたところにその意義と限界があるといえる。

ところですでにみたように、商品生産社会として経済的市民社会が成立し実在することによって、それを基盤として政治的市民社会も成立し実在するのであるが、商品生産社会は資本主義社会の一側面として形成されるのであるから、政治的市民社会も資本主義社会の成立によってはじめて形成されるわけである。とすれば政治的ならびに経済的市民社会における自由・平等・自立（私有財産所有に基づく）という市民関係は、資本主義的階級関係とどうかかわるであろうか。次にこの点を検討することにしよう。

4

まず商品生産社会が成立するという事は、商品生産・交換関係が社会で全面化し、商品貨幣経済が支配的になることであるが、それには大量の商品生産が不可欠である。だが大量の商品生産は資本主義的生産によつてのみ可能となる。だからすべての人が商品・貨幣関係に組み込まれ商品生産社会が成立したときには、すでに資本主義的生産が支配的になっているのである。むしろ資本主義的商品生産が支配的になり、資本主義社会が成立することによつて、はじめて商品生産社会も成立するのである（畑、「市民社会と資本主義」、古沢、真田編『市民社会全書』I巻（2欧米1）43～44頁参照）。こうして資本主義的商品生産として商品生産が全面化し、従つて資本主義社会の一側面として商品生産社会が成立し実在するのである（畑「マルクスにおける市民社会認識と社会認識の方法」『現代社会学』11号。講談社。1979年、56～57頁参照）。

さてそうになると、資本家と労働者の資本主義的階級関係と、自由・平等・自立の市民関係としての商品交換関係とが並立することになり、さらに階級関係によつて市民関係が成立することになる。

そこでまず階級関係と市民関係の並立についてみると、これは二つの全く異質の、ないし矛盾する関係が共存するという事ではない。たしかに階級関係に組み込まれた資本家も労働者も、いずれも商品市場、流過程においては、商品ないし貨幣所有者として生産物の交換・売買の関係に入り、商品交換関係を取り結ぶ。だからそこでは階級関係とは別個に商品交換関係、つまり市民関係が並立、共存している。だがそればかりではない。階級関係といえどもそれは労働力という商品の売買関係であり、かかる関係としては、一つの商品交換関係である。つまり階級関係もその点では商品交換関係と同質であり、同一物である。その意味で階級関係も市民関係であり、そこに市民的原理が貫徹している。

すなわち資本家も労働者も貨幣所有者として自立し、労働力商品の売買関係

に入るが、そこではどちらも相手を強制して商品を買わせることも買わせることもできない。つまり商品の売買に関して両者とも相互に相手から強制・拘束されない自由を保持しており、従って同じ自由を保持するという点で、あるいは相手を強制、拘束できないという点で両者は対等平等である。こうして資本家も労働者も自由・平等・自立の市民的原理に基づいて関係を取り結び、どちらにも同じように市民的権利が保障されている。（以上、前掲『市民社会全書』39～41頁、前掲『現代社会学』54～55頁、および J. Urry、清野監訳『経済・市民社会・国家』法律文化社、1986年、52～53頁など参照。）

このように資本主義的階級関係も市民関係であり、拘束・強制されない自由と差別されない立場の平等と、私有財産所有者としての自立がそこに実現している。しかしそこに実現している市民的原理は、どこまで実質的な意味をもつであろうか。

まず自由についてみると、この関係は（自立した）個人対個人の関係であるから、資本家個人と労働者個人が労働力という商品の売買にさいして、それぞれにどれだけその商品を買わない自由、売らない自由が保障されているか、が問題である。そうすると一般的には、資本家は特定の労働力を購入する必然性はなく、労働力であればどれを購入してもよい。つまり資本家はある特定の労働力を購入しなくても、他の代替りの労働力を購入すればよく、従って個々の労働力を購入しない自由をもつ。（もちろん労働力をいっさい購入しない自由はない——資本家でなくならないためには——が、この点については後述する。）

他方労働者にとっても、労働力がある特定の資本家に売らねばならない必要はないが、しかしどこかの資本家には売らねばならない。なぜなら労働力以外に私有財産を持たない労働者にとっては、労働力を売らないことは死を意味するからであり、労働力を売らない自由は、いわゆる「飢え死にする自由」なのである。だから労働者にとっては労働力を売る自由はあっても、売らない自由はないのである。そしてこうした資本家との自由の実質的な意味の差異は、資本家と労働者の間には実質的な格差があり、両者は実質的には対等平等の立場

にはないことを示している。

そしてこのような違いが生ずる根本原因は、両者の私有財産所有の違いである。すなわち労働力は本来労働の生産物としての商品ではないが、商品生産関係のもとで商品に擬制され、従って労働力商品の所有は貨幣の所有と同じく私有財産の所有とみなされて、労働者は自己の労働力の所有者として私有財産所有者となる。だがその労働力商品の価値は他の諸商品と同じく、その商品の生産費すなわち労働者の生存費にほかならない。従って労働力以外に売るものを持たない労働者は、生存費を得るために、常にその商品を売らなければならない。つまりどこでもよいがどこかには売らねばならず、しかも売っても生存費しか得られないのである。だから彼らは恒常的に労働力を売らなければ生きていけないのである。これはちょうど、自己労働に基づく小商品生産者が、常に自己の生産物を売って生存費を得なければならないと同様であるが、結局労働者は労働力を売らざるをえないのである。それに対して資本家のばあいはどうでも労働力を買いさえすればよく、ある特定の労働力を買わねばならないことはない。しかも生きるためだけなら、つまり資本家でなくてもよいのなら、いっさいの労働力を買わなくてもよい。資本家でなくとも、資本として所有する私有財産（を売ること）によって生きていけるのだから。

こうして労働力商品の売買においては、資本家と労働者の自由の違い、立場の違いが顕在化する。たしかに両者とも相手から、つまり他人から労働力の売買を強制、拘束されることはなく、売らない自由買わない自由が存在しているが、しかし一方は売らなくてもよいといっても、生きていくためには売らざるをえないのに対して、他方は買わなくてもよいし、生きていくのに買わねばならないことはない。そして資本家としては、つまり資本家であるためには、労働力を買わねばならないが、それでもある特定の労働力を買う必要はない。だから拘束されない自由としての市民的自由は、他人から拘束されない自由としては両者に生きているが、いっさい拘束されない自由としては資本家には生きているが、労働者には死んでおり、労働力の売買においては労働者は結局拘束

されているのである。そして両者は、この拘束ないし自由のもつ意味の相違によっては、対等平等とはいえない（以上、前掲『市民社会全書』43～44頁参照）。

ではこのような拘束は何によって生ずるのか。根源的には自然によってである。人間は生きるために、生産によって自然から生活資料を獲得しなければならない。しかしその労働の社会的な（他人との関係における）形態は生産関係、つまり社会関係によって異なり、奴隷制、封建制、資本制等によって別個の形態をとる。そして奴隷制と封建制においては、奴隷の労働も農奴の労働も、奴隷所有者か封建領主の直接の強制や拘束によって行われる。ところが資本制においては労働者の労働は資本家によって直接強制、拘束されるわけではない。

すなわち資本制においてはその労働は賃労働という形態をとるが、それは労働力の自由な販売によって生まれる。ところが同じ資本制つまり資本主義的階級関係において、この労働力の自由な販売が労働者にとっては拘束、強制となって現れるのである。なぜなら資本家も労働者も、すでに見たように、いずれも私有財産所有者として自由・平等の関係を結ぶのであるが、労働者の私有財産というのは労働力だけであって、生きるために常に売らざるをえないからである。だから資本制の下では労働・生産の必然という自然による拘束が、労働者に対して労働力販売の必然として現れ、労働者を拘束することになる。他方資本家としては労働力を買う必然はあるが、個々の労働力を買う必然はなく、その点では全く自由である。こうして自然による拘束は、個々の労働者に対してだけ拘束として現れるのである。そしてこれは、資本主義的生産関係、階級関係に基づく拘束であり、つまり他人による拘束ではなく社会関係に基づく拘束なのである。

ところで拘束されない自由としての市民的自由は、身分や特権などにより他人から拘束されることの否定であるが、拘束一般の否定ではない。だから社会関係に基づく労働力販売の必然としての拘束は、市民的自由が否定する拘束ではなく、従ってそうした拘束があることは市民的自由と抵触するものではない。つまり市民的自由というのは、他人からの拘束以外の拘束を否定するものでは

なく、むしろそれを結果としては容認するものである。そしてそれは市民的自由の本性であって、資本主義的階級関係の下での変質ではない、つまり形骸化、空洞化したものではなく本来の性質である¹¹⁾。

従って当然のことだが、そうした市民的自由の本性によって、市民的平等の下で実態としての不平等が生まれる。すなわち、市民的自由が容認する社会関係に基づく拘束の差異によって、階級関係は対等平等の関係ではなくなる。にもかかわらずその不平等は、法の下での平等、権利の平等という、つまり市民的自由の平等という、市民的平等の下で生み出されるものであって、それと抵触するものではない。だから市民的平等というのはかかる不平等を容認するのであって、その意味では、対等平等の立場を保障するものではない。このように個人対個人の関係としてみれば、階級関係は、社会関係に基づく拘束とそれによる不平等が支配する関係である。けれどもそれはあくまで市民的な自由と平等の否定ではなく、市民的な自由と平等の下でそれと抵触することなく生ずるものである。つまり結局市民関係というのは、そうした関係を許容し内包するのである。だからその意味で階級関係は市民関係と両立する、というよりむしろ市民関係そのものなのである。ここに市民関係の問題点、市民的な原理の限界があるといえよう。

しかしそれでは市民的な原理、つまり市民的な自由と平等は階級関係においては全く意味がないであろうか。たしかに労働者には労働力を売らない自由はなく、資本家とは不平等であるが、しかし少なくとも、かつてのように身分や特権によって一方的に他の人間から強制拘束されるのに比べれば、はるかに人間的である。職業選択の自由や居住移転の自由、営業の自由がないところに成り立っていた封建的身分関係に比べて、それらの自由が認められて、労働力をどこに売るか——それが売れるかどうかは保障されていないけれども——の自由がある関係のほうが、人間性に適合している。そして階級関係の外で、あるいは政治的市民社会においては、市民的な原理の実現、市民的権利の確立はより一層積極的な意味をもつであろう（前掲『市民社会全書』44～46頁、前掲

『現代社会学』60～62頁など参照）。

こうしていずれにしても労働力の売買においては、労働力が商品とみなされ、商品として交換され売り渡されている。つまりそこでは労働力商品の交換関係が成立しているのであって、それが一般の商品交換関係に、同質のものとして矛盾なく組み込まれ、社会全体の商品交換関係が形成されている。だから資本主義社会では、労働力商品の交換関係としての階級関係を含めて、社会全体が商品交換関係として構成されている。この意味で、資本主義社会は全体として商品生産・交換社会であり、そこに商品生産社会が実在しているのである。そしてそれは同時に経済的市民社会であり、従って市民社会も実在するのである。

5

これまでは階級関係の形成過程で、つまり労働力の売買の場であるその「流通の領域」（前掲『経済・市民社会・国家』52頁）で、問題を考察してきた。だが労働力が買いとられ使用される「生産の領域」（同、53頁）ではどうであろうか。

労働力はいったん売り渡されたならば、その労働力をどのように使用するかは、それを買いとった資本家の権利であり自由である。他方労働者には労働力の使用に関しては、資本家に拘束され彼の指揮命令に従う義務が生ずる。だから資本家は指揮命令によって、自由に労働力を使用し労働者を働かせ、他方労働者はそれに従うことになる。だからそこでは両者は全く不平等な立場に立ち、基本的に、労働者は一方的に資本家によって拘束、強制され、自由を奪われる。労働者には労働しない自由はなく、労働する自由も資本家の意に適うものだけが認められる。こうして生産の領域では、階級関係の下で、労働力の販売によって自己の労働力の使用权、支配権を売り渡し譲渡した労働者は、労働の自由を失い、そのかぎり、他人から拘束、強制されない自由を失う。またそこでは、法の下での平等、権利の平等という市民的平等の下で、階級関係は法に基づく権利、立場の不平等、というより権利と義務の関係となって現れる。

このように生産の領域、すなわち労働力の販売によって形成された階級関係においては、労働力の使用に関しては労働者は自由を失い、また資本家に対して不平等な立場に立つことになる。しかしこれは労働力の販売つまりその使用权の譲渡によって生じることであって、そのかぎりで市民的な自由・平等が犯されたことにはならず、従ってそれと抵触するものではない¹²⁾。もちろん労働力の使用にかかわること以外では、労働者にとって市民的自由も平等も実現されており、資本家によって強制されない自由と、資本家と平等な権利が保障されている。以上のように、生産の領域においても、階級関係は市民関係であり、そこに市民的な自由と平等が貫徹されている。

こうして資本家といえども、生産の領域で労働力の使用に関してのみ労働者を拘束できるのであって、それ以外のことについてはいっさい労働者を拘束できないのである。だがそればかりではない。

労働力の使用にあたって、資本家に無制限の自由が認められているわけではない。つまり買い取ったからといって、その労働力をなんの制約もなく、無条件に強制拘束することはできない。なぜなら労働力の使用についても市民権による規制が及んでいるからである。すなわち労働者の生命、身体、財産その他の市民権、人権を犯すような、非人間的あるいは非合理的な使用に関しては、法に基づき市民権によるチェックがかけられている。だから資本家による買い取った労働力の使用も、市民権、市民的原理の枠内に限定されるのである。その枠、限界は歴史的社会的に変動するけれども、いつも必ず一定の限界があり、その限界の根拠が市民権であることには変わりはない。

さらにその限界について資本家と労働者で一致しないときには、その調整が行われる。すなわち、双方が労働力の価格、その使用の仕方等について、つまり賃金、労働時間、労働諸条件等について合意せず意見がくい違ったときには、それを調整しなければならないが、その調整は同等な権利の対立として最終的には力関係によって行われる（マルクス『資本論』第1巻 第8章参照）。そのさいいうまでもなく、市民関係の基本である個人対個人の関係としては、資

本家と労働者の関係は、前者が圧倒的に強く後者は極めて不利である。それは前述のように労働力の売買における自由の差異によるのであるが、個々の労働力ではなく労働力全体であれば資本家も買わない自由はなく、従って資本家個人対労働者多数であれば、両者の自由の差異、力の格差は少なくなり、対等の立場が生まれる。そこで労使の階級関係については市民関係が修正され、個人対個人に替わって、個人対多数の関係が認められることになった。つまり市民的権利の延長線上に労働者の団結権が公認され、個人対個人の関係で成り立つ市民的平等では失われた実質的平等が、ある程度実現されることになった。

この団結権を含む労働権がすなわち社会権的市民権であり、従来の市民権は自由権的市民権としてそれと区別される。そしてこの両者の違いは、社会権によって、まず個人対個人の関係ではなく個人対多数ないし集団の関係において、実質的平等の実現を図ったことであるが、それだけでなく、それまでの自由権的市民権の権利の意味を修正したことである。すなわち自由権では、拘束や強制はされず、自由におやりなさい、しかしできるかどうかは知りませんよという自由であり、する自由はあってもできる自由つまりできる権利、保障はなかった。それに対して社会権では、できる自由そのものではなく、できることを保障するものでもないが、できる可能性だけは保障することになり、それまでの全く可能性を保障しなかった自由と比べて、できる自由へ一歩近づいたといえることができる。

なお現在では労働権以外にもさまざまな社会権があるが、いずれも、市民的平等の法の下での平等や権利の平等という形式的平等では達成されない実質的平等を、実現しようとするものである。またその後生まれたいわゆる生存権は、生存の権利つまり生存の保障として、できる自由そのものか、少なくともさらにそれに大きく近づいたものといえよう。

ところで以上に見てきたように、生産の領域においても階級関係は、労働力の使用に関わらないことはもちろんその使用に関することでも、そこで市民的原理が実現し、市民権が社会権的修正も含めて保障されているのであって、そ

の意味で階級関係も一つの市民関係である。けれどもこうした市民関係としての階級関係によって、資本家による労働者の搾取が行われるのである。

最後にここでは生産の領域における労働力の使用そのものについて、資本主義的階級関係がどのような意味をもつかをとりあげることしよう。

さて、資本家は労働者に、商品として買いとった労働力の価値を支払い、こうした等価交換による市民的關係を前提にして、支払った労働力の価値以上の価値を生産するように労働力を使用し、つまり労働者を働かせ、こうして生み出されたその価値を剰余価値として取得する、あるいは労働力の価値を生産するのに必要な労働以上に労働させ、その剰余労働を搾取する。こうして資本主義的生産から獲得する両者の収入は、まず質的に全く異なったものとなり、労働者の収入は自己の労働力の対価としての賃金であるのに対し、資本家の収入は、労働力の価値以上に労働力を使用することから得られる剰余価値、利潤である。さらに両者の収入が量的にも全く異なったものとなるのは、論をまたない。

このように資本家と労働者の収入は、質的にも量的にも全く異なっており、その質的な違いを生み出した両者の立場の違いは明らかである。つまり生産の領域では両者は、労働力を使用する立場か労働力として使用される立場かという全く異なる立場に立つ。また収入の量的な格差は、両者の関係が全く不平等であることを示している。さらに労働力の使用に関しては、前述した両者の拘束の差異むしろ自由の差異によって、労働者からは自由が失われる。かくして労働力の使用そのものについては、資本家と労働者の関係は当然市民的平等ではなく、またそこには市民的自由もない。つまりそこでは市民的原理が実現していないのであって、かかる階級関係は市民関係とはいえずむしろそれに対立するものであろう。

ところがこのように内実は、つまり労働力の使用そのものである生産過程においては、階級関係は市民関係と全く対立するものであるのだが、階級関係の下で生産された商品の流通過程では、階級関係も商品生産・交換関係として市

民関係である。すなわち、階級関係の下で資本主義的に生産された商品は、それに労働者つまり直接生産者から搾取された剰余価値が含まれており、そのような搾取がなく剰余価値を含まない自立した生産者の商品とは、異なる意味を持つのであるが、商品交換関係においては、いかなる商品もすべて価値としてつまり人間労働の生産物として等質のものに見なされ、いずれも同等のものとして等置されて等価交換によって交換される。だからそこでは、どのような商品もそれに含まれている剰余価値はなんの意味も持たず（あってもなくても関係なく）、従ってそれを生み出した搾取、非市民的關係もなんのかかわりもなく、問題にならない。だから商品交換関係は、資本主義的商品があろうとなかろうと、市民関係であることに変わりはない¹³⁾。

従って資本家と労働者といえども、彼らが商品の生産者と消費者、売り手と買い手として相対するときには、彼らはたんなる商品交換関係にあり、市民関係にある。つまり資本主義的商品が生産させていても、流過程においては、階級関係もたんなる商品交換関係であり市民関係であって、かかるものとして実在する。そしてすべての人が相互に商品交換関係に入るから、そうした関係において資本主義社会も商品生産社会として実在する。

さらにその中で労働力も他の商品と同様に売買されるわけであり、一方で階級関係が形成されながらも、他方でその形成過程はまた商品の交換過程であるから、階級関係も商品交換関係であって、社会が商品生産社会であることには変わりはなく、市民関係と市民社会が実在であることにも変化はない。

ところでこのような商品交換関係における資本家と労働者の商品所有者としての同等性から、さらに彼らの収入の同質性が生まれる。すなわち彼らはいずれも自己の所有する商品を売ることによって収入を得るが、資本家は自己の投下した資本の生産物を、労働者は自己の労働力をそれぞれ商品として売り、それぞれその対価として収入を得る。資本家はその一部を利潤として、労働者はその対価を賃金として獲得する。そのさい利潤と賃金では前にも触れたように、それらが生まれる根拠が全く違い、従って質的には全く違ったものであるにも

かかわらず、つまり賃金は労働者自身の身体的精神的能力である労働力の対価であるのに、利潤は投下した資本による労働者の搾取によって得られた、消費した資本以上の生産物の対価であるのだが、そうした相違にもかかわらず、利潤も賃金も価値（価格をもつもの）としては等質であり、相違はたんなる量的な差だけとなる。こうして資本家と労働者はその収入においても等質となる。しかも利潤も賃金も、量的な差はあっても、等しく商品としての労働力または生産物の等価交換によって獲得されたものであるから、それぞれの取得者である資本家と労働者は同等の立場にあるものとして、市民的平等の関係にある。

さらに利潤や賃金をそれが生み出された結果だけでとらえて、それが生み出された根拠や過程を度外視すれば、つまり利潤や賃金がなぜどのようにして生まれたかは無視して、生まれたということだけに着目すれば、いずれにしてもそれらはとにかく資本と労働力が生み出したものである。要するに利潤と賃金の源泉は資本と労働力である。そして資本も労働力も所有者が自由に処分、活用、交換できる私有財産であり、それらが生み出した利潤や賃金もちろん私有財産である。だから資本家も労働者も等しく、自己の所有する私有財産が生み出したものを私有財産として所有したのであり、そこでは私有財産が私有財産を生み出したことになる。こうして資本家と労働者は全く同等な私有財産所有者として、かつ彼らの所有する私有財産が同じく私有財産を生み出すという、全く同じ仕方で収入を得るものとして、相互になんの区別もない同等な個人として立ち現れ、そこに対等平等な、従って市民的平等が成立する¹⁴⁾（前掲『講座 資本論の研究』56～57頁参照）。

このようにして労働力の使用そのもの、生産過程においては、資本家と労働者の階級関係は商品交換関係と違って、資本家による労働者の搾取に基づく全く市民関係とは対立するものであった。にもかかわらず、生産過程を除く「生産の領域」においては市民的原理が生きており、さらに両者が再度流通の領域で相対するときには、資本の生産物としての商品の交換関係として、さらに労働力商品の交換関係として、両者は市民的な関係を結ぶことになる。さらに両

者は同等な私有財産所有者として、同じ様に自己の私有財産の生み出す私有財産を収入として獲得する。こうして全く同等で同質の個人として、両者は等しく市民であり、両者の関係は市民関係そのものである。

むすびにかえて

以上にみてきたように、資本主義社会というのは、ある側面では、つまり商品生産社会という性格では全く市民社会である。人々は商品生産社会では私有財産の所有者として自立した個人であり、流通の領域においてはそれぞれ私有財産としての商品の所有者として立ち現れ、相互に対応する。そして流通過程を通して、労働生産物としての商品に含まれる人間労働の等質性として、彼らの同等性が現れ、かつ等量の労働の交換として等価交換が行われて、市民的な権利ないし立場の平等が実現する。しかもそれぞれ自己の商品の交換を、他人に強制されず自己の意志で決定し実行するのであって、そこに他人からなんの拘束も受けない自由が成立している。こうして商品生産社会では、自由・平等・自立の市民的原理が実現しているのもあって、だからその社会は市民社会なのである。

そしてこのような商品生産社会としての市民社会は、直接の生産過程を除いて、資本主義のあらゆる側面で実現している。まず資本主義的階級である資本家と労働者は、流通過程では、同じ様に、労働力という商品の買い手および売り手として現れ、他の商品のばあいと同じく、そこに市民的原理が実現している。さらに、資本主義的搾取が行われ非市民的な関係で両者が対応する生産過程をへて生産された、資本主義的商品についても、流通過程では同様に市民的原理が実現しており、そこに労働力商品が加わっても事態は変わらない。しかしそればかりではない。両者は資本であれ労働力であれいずれも私有財産の所有者として、それぞれの私有財産の生み出す私有財産の自由な取得者であり、そうした個人として対応する流通の場では、両者は全く等質で対等平等の関係にあり、同じく市民的原理が実現している。

たしかに生産過程においては、資本家は労働力商品の購買者として自由に労働力を使用し、指揮命令によって自由に労働者を働かせることができる。だからそこでは労働者には自由がなく、両者の関係は不平等である。だからそこでは市民的原理は実現しておらず、支配—従属関係が支配する。しかしそれにしても、労働力の使用は全く無制限ではなく、市民権に基づく人権によって制約されている。さらに生産の場においても、生産にかかわらない問題では、当然のことながら、資本家は労働者をいっさい制約できない、つまり労働者の権利と自由は犯すことができないのである。しかも自由権的市民権の発展した社会権的市民権によって、労働力の使用に対するより一層の制約も、また労働者の権利のより一層の保障も可能となった。

このように資本主義社会も、生産過程における階級関係の非市民性を別にすれば、商品生産社会として市民社会である。そしてこの経済的市民社会に依拠して、政治的市民社会が存立するのであり、そこでは市民的原理が成立するとともに、市民的諸権利として実現している。もちろん経済的市民社会には、生産過程における、従って社会の基本的な性格における非市民性は確固として実在しており、市民的原理はそれを許容するものでしかない。しかも市民的原理はその形式性ゆえに、実質的な自由・平等・自立を実現するとは限らない。だから市民的原理によって成り立ち、その原理を実現している資本主義には、そうした問題を解決する課題がなくなるということではなく、体制の変革も視野に入ることになる。

けれども少なくともその前に、これまで述べてきたような市民的原理の徹底による市民社会の実現を、資本主義において成しとげることが必要であり、また可能であろう。現在の資本主義社会は、先進国のそれでもまだまだ余地があるだろうし、ましてわが国のような後進資本主義では不可欠の課題である¹⁵⁾。

周知のようにわが国では、市民革命をへることなく資本主義化し、従ってそれは市民社会抜きの資本主義であった。第二次世界大戦後、日本国憲法の制定（市民的原理の法的実現）、農地解放による自作農の創設（前近代的村落共同

体の解体と商品生産者の誕生）、高度経済成長による全社会的な商品生産社会の成立（すべての国民が商品・貨幣経済に組み込まれる）によって、市民の誕生と市民社会の形成の条件が一応整いその可能性が生まれた。だがそれですぐ市民が誕生し市民社会が形成されたわけではなく、依然として、そして現在でも市民社会抜きの資本主義が存続している。つまりそれは市民的原理によるチェックがかからず、私有財産絶対と営業の自由だけに依拠して、なんの制約もなく利潤追求に狂奔する。だからそこでは、人権はもちろん人間の健康や生命までが利益獲得の手段となり、本来全く次元の異なる生命と収益が等質のものに見なされ天秤にかけられる。戦後50年、なかなかその本性は変わらないように見える、それを支える国家の体質も含めて¹⁶⁾。だからわが国では、市民社会の形成によって、かかる資本主義をチェックしなければならない。だがそのためには、主体としての市民の誕生が不可欠である（前掲『市民社会全書』44～46頁、前掲『現代社会学』59～60頁参照.）。

それではそのような市民がわが国で誕生しているだろうか。市民は文字通り市民運動の中で生まれ、形成されてきたといえよう。そこでは従来の運動と違って、自分の意志と責任において運動に参加し、かつ参加した人々の間ではどんな社会的区別も意味を持たない。つまり性、年齢、社会的地位や身分、職業、信仰・思想・信条、所属組織や団体など人間を区別するものは、運動の中ではなんの意味ももたず、誰もが一人の個人としてのみ意味をもつのである。こうして市民運動の中で、人々はすべて自立した個人として対等平等であり、従って相互に他人を拘束することはできない、そうした自主的自発的で協同的な主体的個人が生まれ形成されてきた¹⁷⁾。

そして市民運動のなかで、市民運動を通して生まれ育った新しい人間のあり方が、運動の外へ拡がり、社会の中で一般化して人間の普通のあり方となっていった。それにつれて市民という語が市民運動や市民団体という複合語から、（一般）市民として単独に使われるようになったとあってよい。現在では市民はむしろ普通の人を表している。こうしてわが国の市民は、従ってまた市民の

構成する市民社会は形成されてきたが、もちろんまだ形成途上にある。

現在のわが国の社会は、一方では前近代的な生活態度や思考様式がまだ根強く残っており、他方では大衆社会のなかで自己本位的でばらばらになった私的個人が再生産されている。だから市民などとというものは日本には存在しない、という見方も生まれる。しかしたしかにそういう現実が一面では存在するが、他面では新しい運動の中で市民も新しく生まれている。それは、阪神淡路大震災やHIV訴訟支援、さらにはロシア・タンカーの重油流出事故などで現れた大勢のボランティア、あるいはさまざまな問題で各地で活動する市民オンブズマンなどけっして市民がいないわけではない。しかも彼らは自立した主体的な個人であるばかりでなく、連帯と協同を重んじ実践する個人であり、公共性の担い手でもある。

だからこうした日々誕生する新たな市民の成長に期待して、わが国において、徹底した市民的原理の実現と市民的権利の保障をかちとり、より充実した市民社会を創出することが、現在の日本の基本的で現実的な課題であろう（なお、前掲『現代社会学』60～61頁、前掲「現代における市民と市民社会を考える」参照）。

注

- 1) なお筆者の平田清明氏の「市民社会論」に対する理解と批判については、「平田清明氏のマルクス市民社会解釈をめぐって」、小林・富塚・渡辺編『講座 資本論の研究』第1巻「資本論の形成」(第1編 I 近代市民社会認識の形成一) 12～23頁参照。
- 2) 厚東氏はここにホッブス、ルソー、スミスと並べて、大衆社会論を理論化したコーンハウザーと彼の「多元的社会」をあげているが、これはホッブスなどの市民社会モデルとは次元が異なるのではないか。またスミスについても、彼の市民社会モデルは実在する社会の理論化としてたんなるモデルではなく、実

在性をもっているといえる。

- 3) 同じ新日本出版社の『新編 社会科学総合辞典』（1989年）では、「資本家階級（市民階級）が、支配を確立している社会のこと、資本主義社会とおなじ。」（190頁、傍点－引用者）となっており、市民と資本家、市民社会と資本主義社会とが全く同一視されている。
- 4) ただし田中氏はこの概念を歴史貫通的な「歴史のカマド」としての市民社会の概念であるとされているが、筆者はその把握には同意しない。その点については前掲『資本論の研究』33～42頁参照。
- 5) ここで蛇足ながら付け加えれば、選挙も商売も判決もすべて行為であるが、社会関係というのは行為と行為の関係であり、行為が現実性をもつ、つまり実在するということは、すなわち関係が実在することを意味する。
- 6) 同じ意味で通常〇〇社会といわれるもの、例えば大衆社会、産業社会、都市化社会、学歴（主義）社会、情報社会、管理社会、高齢化社会等々、これらもすべて社会の一側面であり、その意味で実在する。さらにそうした諸側面ないし諸社会、すなわち政治的、法的、経済的等の社会ないし側面それ自体が、それぞれまた諸側面をもちうる。
- 7) ここで労働者も農民も、そして資本家も同等な市民であることに、異論を唱える人もいるかもしれない。しかしこれは人間の社会的あり方は一つだけである（つまりAであればAだけであって、BでもCでもDでも・・ない）と考えるからであり、人間は同時にさまざまな、複数の社会的あり方をとりうるのである。例えばある人は日本国籍を持つ国民であり、福島県に住む県民であり、市民権の主体として市民であり、どこかに勤めるサラリーマン（賃労働者）であり、あるいは企業を経営する資本家である。だから労働者も資本家も同時に日本国民であり福島県人であり、そして市民であるということになる。そして問題は、その人がその時どきにどの立場で考え行為しているかであって、それによってある時は国民でありある時は県民であり、ある時は労働者あるいは資本家であるのである。
- 8) この商品交換を田中正司氏は、「人格の定在としての所有 (property) の交換」とみなし、それに媒介されて「人格相互の社会的交通」が成立するところに、つまり「所有の交換社会」に、「市民社会の本質」をとらえられている（前掲書、62～63頁。なお77～79頁参照）。

- 9) つまり商品交換とは商品の等置であるが、それによって商品を生産する労働の、人間労働一般つまり抽象の人間労働としての質的同等性が成立し、人間の等質性、同等性として平等を実現するが、それとともに、その質的同等性に基づいて量的同等性を実現する等価交換において、人間の対等平等の立場が成立する（前掲『資本論』、第1分冊、102～103、136頁参照）。この人間の質的同等性と量的同等性は、たとえてみれば選挙権の平等における一人一票の平等と、一票の価値（対有権者比）の平等とに対比することができる。
- 10) ここで原理というのは行為と関係の基準のことであり、その法的形式、強制力による基準の保障が権利であると言える。
- 11) かつて筆者は、それを市民的自由の形骸化、空洞化ととらえていたが、今回そのとらえ方を訂正する。前掲『市民社会全書』41～42頁、前掲『現代社会学』54～55頁参照。
- 12) 労働力の販売、その使用権の譲渡というのは、自覚的な市民権の部分的譲渡、放棄といえることができるかもしれない。しかしそうであっても、それは市民権の侵害や否定を許すものではない。
- 13) つまり商品生産に関係した搾取を表す剰余価値は、価値形成には関与しない（商品価値は剰余価値の有無、大小には左右されない）ため、商品の等価交換における同等で等量な価値には剰余価値（の大きさ）は関係がなく、従ってそこに剰余価値が含まれているかどうかは問題にならない。こうして価値のなかの剰余価値の痕跡は跡形もなく消え失せ、商品の生産過程における搾取、非市民的な階級関係も関わらなくなってしまうのである。要するに商品がどのように生産されたか、そこにどんな人間関係があったかは関係がなく、結果としてどれだけの人間労働がそこで費やされたかだけが問題になるのである。従って流通過程すなわち社会の表面では、等価交換としての商品交換関係だけが現れ、市民関係として実在するが、そこでは生産過程における階級関係、非市民的關係は表に現れず、無いものになってしまうのである。
- 14) いうまでもなく、こうした階級関係を市民関係とみなすA、スミスやとくにJ.S.ミルの把握を批判し、その実態を解明し暴露したのがマルクスである（だから『資本論』の経済学批判はミル批判である）。だがしかし実態が明らかになったからといって現象のもつ現実性が消え去るものではない。事実として私有

現代における市民社会の実在性（畑 孝一）

財産はなんらかの仕方でも私有財産を生み出すのである、たとえば銀行預金のように。

- 15) この点ではいわゆる市民主義の主張と共通する。ただ市民的原理、とくに市民的自由の実現のみを強調する市民主義は、その実現の後に、あるいはむしろその実現のために、資本主義に対してどういう態度をとるかが必ずしも明らかでなく、その点が問題であろう。なお市民主義については、久野 収『市民主義の立場から』平凡社、1991年。同『市民主義の成立』春秋社、1996年など参照。
- 16) こうしたわが国の社会の特徴およびそれと市民社会との関係については、渡辺 治編『現代日本社会論』労働旬報社、1996年、とくに後藤道夫「16 非『市民社会』から『日本型大衆社会』へ」、平田清明他『現代市民社会と企業国家』御茶の水書房、1994年、とくに平田清明「現代市民社会と企業国家」、山田 鋭夫「企業国家と市民社会」など参照。
- 17) 市民運動については、篠原 一『市民参加』岩波書店、1977年。同監修『市民の復権』中央法規、1973年。前掲『市民主義の成立』などを参照。また具体的な市民のあり方については、西岡 朗「市民と庶民を分けるものは何か」朝日新聞、1997年2月19日付け「論壇」が参考になる。